

受益者の皆さまへ

三井住友アセットマネジメント株式会社

未来創生テクノロジーファンド
繰上償還（予定）に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社の投資信託「未来創生テクノロジーファンド」について、下記の通り繰上償還（信託契約の解約）を予定しておりますのでお知らせいたします。この繰上償還につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い、書面による決議をもって行います。

お手数ですが、この書面、「繰上償還（信託契約の解約）に関する書面決議参考書類」および「繰上償還 議決権行使書面」をお読みになり、十分ご理解のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

なお、当ファンドの繰上償還に対してご賛成いただける場合は、特に必要な手続きはございません。

敬具

記

I：繰上償還の理由等

1. 繰上償還の理由・相当性

「未来創生テクノロジーファンド」は、信託約款の繰上償還規定の「純資産総額が20億円を下回る」状態が継続しており、今後も純資産総額の回復が見込み難いとの判断から、信託約款の規定に従い、信託契約を解約し、信託を終了させるものです。

2. 解約（繰上償還）予定日

平成26年7月31日

3. 繰上償還の中止に関する条件

この繰上償還手続を中止させる条件等は、特に定めておりません。

4. 受益者の不利益となる事実

この繰上償還に伴い、受益者の皆さまの不利益となる事実は特にありません。

5. 基準価額の状況等（平成26年3月31日現在）

基準価額（1万口当たり）	12,954円
純資産総額	約865百万円

なお、直前に作成された運用報告書の「資産、負債、元本及び基準価額の状況」「損益の状況」の内容は、同封しました「未来創生テクノロジーファンド繰上償還（信託契約の解約）に関する書面決議参考書類」に記載の通りです。

Ⅱ：繰上償還の書面決議等

繰上償還手続きの日程	
① 受益者の確定	平成26年6月2日 平成26年5月29日までに お買付けのお申込みを いただいた受益者の方が 対象となります。
② 議決権行使期限	平成26年7月1日まで
③ 書面決議の日	平成26年7月2日
④ 信託終了（繰上償還）日	平成26年7月31日

この繰上償還は、平成26年6月2日現在の受益者の皆さまによる書面決議によるものとします（書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって可決されます。）。

書面決議は、平成26年7月2日に行われます。

(1) 議決権の行使の方法

このお知らせと同時に送られた「未来創生テクノロジーファンド 繰上償還 議決権行使書面」に賛成または反対される旨および必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒にて弊社までお送りください。

<送付先>

〒105—6228

東京都港区愛宕二丁目5番1号

愛宕グリーンヒルズMORIタワー

三井住友アセットマネジメント株式会社

ディスクロージャー部 ドキュメンテーション課 宛

(2) 議決権の行使の期限・・・・・・・・・・・・・・・・平成26年7月1日

(当日弊社到着分までを有効とさせていただきます。)

(3) 議決権の行使の内容が異なる場合の取扱い

同一の受益者が、重複して議決権を行使し、その内容が異なるときは、当該受益者のすべての議決権を無効として取り扱わせていただきます。

(4) 賛否記載欄に記載のない場合の取扱い

書面決議において、議決権行使書面に賛否の記載のない場合は、当該議案について賛成するものとさせていただきます。

(5) 議決権を行使しない場合の取扱い

このお知らせを受けた受益者の方が議決権を行使しないときは、信託約款の規定に基づき、当該受益者の方は議案について賛成するものとさせていただきます。

したがって、賛成いただける場合は、議決権行使書面をお送りいただく必要はございません。

Ⅲ：受益権の買取請求の内容および手続きについて

この繰上償還（信託契約の解約）が行われる場合、書面決議において反対した受益者の方は、別途、委託会社が当該受益者の方にご案内する方法により、平成26年7月3日より平成26年7月22日までの間に、受託会社に対し、自己の有する受益権を当該投資信託の信託財産をもって公正な価額で買い取ることを請求することができます（議案に反対された場合であっても買取請求をしなければならないものではありません。）。

その際の買取価額は、解約請求の場合に準じて、受益者の方からの買取請求の必要書類を受託会社が受理した日の翌営業日の基準価額とさせていただきます。

受託会社より買取代金をお支払いする際に、振込手数料等の費用が差し引かれます。

なお、議決権の行使期間中、買取請求期間中ともに、通常通り解約請求による換金が可能です。ただし、買取請求を行った受益権に関しては解約請求はできませんのでご注意ください。

Ⅳ：個人情報取得の目的等

議決権の行使に伴い、弊社が取得する受益者に関する個人情報は、書面決議、買取請求に関する事務のために必要な範囲でのみ利用します。弊社はかかる情報を必要な範囲で販売会社、受託銀行（再信託受託銀行を含みます。）と共有いたしますので、ご了承ください。

Ⅴ：本件に対するお問い合わせ

本件に関してご不明な点は下記にお問い合わせください。

なお、受益者の皆さまのお取引情報につきましては、運用会社である弊社は持ち合わせておりません。お取引情報につきましては、取扱販売会社にてご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

フリーダイヤル **0120-88-2976**

三井住友アセットマネジメント株式会社

（平成26年6月2日から平成26年7月2日までの営業日の9:00～17:00）

以上

未来創生テクノロジーファンド
繰上償還（信託契約の解約）に関する書面決議参考書類

1. 投資信託契約の解約の理由および相当性に関する事項
未来創生テクノロジーファンドは、信託約款の繰上償還規定の「純資産総額が20億円を下回る」状態が継続しており、今後も純資産総額の回復が見込み難いとの判断から、信託約款の規定に従い、信託契約を解約し、信託を終了させるものです。
2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日
平成26年7月31日（償還日）
3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件
特にありません。
4. 受益者の不利益となる事実
特にありません。
5. 直前に作成された財産状況開示資料等の内容
別紙記載の通りです。
6. 上記5. の財産状況開示資料等の作成後に生じた投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象
特にありません。

以上

(別紙) 直前に作成された財産状況開示資料等の内容

未来創生テクノロジーファンド

■ 資産、負債、元本及び基準価額の状況

(2013年5月10日現在)

項 目	当 期 末
(A) 資 産	1,387,878,356円
コール・ローン等	168,033,757
投資信託受益証券(評価額)	1,199,844,461
未 収 入 金	20,000,000
未 収 利 息	138
(B) 負 債	257,012,528
未 払 収 益 分 配 金	104,086,796
未 払 解 約 金	146,332,359
未 払 信 託 報 酬	6,559,961
そ の 他 未 払 費 用	33,412
(C) 純 資 産 総 額 (A - B)	1,130,865,828
元 本	1,030,562,339
次 期 繰 越 損 益 金	100,303,489
(D) 受 益 権 総 口 数	1,030,562,339口
1 万 口 当 た り 基 準 価 額 (C/D)	10,973円

(注1) 当期における期首元本額1,865,140,601円、期中追加設定元本額532,904,769円、期中一部解約元本額1,367,483,031円です。

(注2) 当期末における未払信託報酬(消費税等相当額を含む)の内訳は、委託者報酬6,359,144円、受託者報酬200,817円です。

(注3) 当期末における受益権の総数は1,030,562,339口です。

(注4) 当期末における1万口当たりの純資産の額は10,973円です。

■ 損益の状況

(自2012年5月11日 至2013年5月10日)

項 目	当 期
(A) 配 当 等 収 益	11,441円
受 取 利 息	11,441
(B) 有 価 証 券 売 買 損 益	244,659,118
売 買 益	357,542,673
売 買 損	△ 112,883,555
(C) 信 託 報 酬 等	△ 13,740,408
(D) 当 期 損 益 金 (A + B + C)	230,930,151
(E) 前 期 繰 越 損 益 金	△ 54,133,223
(F) 追 加 信 託 差 損 益 金	27,593,357
(配 当 等 相 当 額)	(102)
(売 買 損 益 相 当 額)	(27,593,255)
(G) 計 (D + E + F)	204,390,285
(H) 収 益 分 配 金	△ 104,086,796
次 期 繰 越 損 益 金 (G + H)	100,303,489
追 加 信 託 差 損 益 金	27,593,357
(配 当 等 相 当 額)	(102)
(売 買 損 益 相 当 額)	(27,593,255)
分 配 準 備 積 立 金	72,710,132

(注1) (B) 有価証券売買損益は期末の評価換えによるものを含みません。

(注2) (C) 信託報酬等には、信託報酬に対する消費税等相当額を含めて表示しています。

(注3) (F) 追加信託差損益金とあるのは、信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差し引いた差額分をいいます。

(注4) 当期における信託報酬(消費税等相当額を含む)の内訳は、委託者報酬13,252,284円、受託者報酬418,497円です。

(注5) 当期末における、費用控除後の配当等収益(11,441円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(176,785,487円)、信託約款に規定される収益調整金(27,593,357円)および分配準備積立金(0円)より分配可能額は204,390,285円(1万口当たり1,983円)となり、うち104,086,796円(1万口当たり1,010円(税引前))を分配金額としております。